

令和7年度食育サポーター活動推進及びスキルアップ講座等企画運営業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度食育サポーター活動推進及びスキルアップ講座等企画運営業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

県民のライフステージに応じたきめ細やかな食育や地域に密着した食育を推進するため、「あおもり食育サポーター（以下「サポーター」という。）」が実践力・技術力向上を図る講座等の開催やサポーターによる食育活動を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務内容

(1) サポーターの活動推進

受注者は、「あおもり食育サポーターによる食育活動実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、食育に関する専門的な知見を有する者（食育コンシェルジュ。以下「コンシェルジュ」という。）を配置し、サポーター事務局として次の業務を行う。

なお、令和7年4月末現在のサポーターは114名であり、過去3年の平均派遣回数 は年12回程度である。

ア サポーターの活動に係る事務手続き

サポーターの活動を要請する者（以下「要請者」という。）から「活動申込書」を受け付け、要望に応じたサポーターの選定・調整及び活動実施後に要請者とサポーターから提出される「活動報告書」の取りまとめを行う。

イ サポーターの活動に対する助言・指導

個別に派遣するサポーターから活動内容等に関する相談があった場合に、コンシェルジュが助言・指導を行う。

ウ サポーター活動要請PRチラシの作成・配布

サポーターの活動内容や要請方法を周知するチラシ（A4カラー両面）を3,000部作成し、配布する。（配布先：県内全小中高校、幼稚園、保育所、各市町村等）

エ 食育に関する意識調査

参加者に対する食育に関する意識調査を要請者に実施させ、回収・集計する。

オ 食育啓発教材の作成

サポーターが食育活動で配布する啓発教材を作成する。作成に当たっては、食ブランド・流通推進課の指示または協議により、以下の仕様に基づき企画、編集、作成を行う。

- (ア) 規格 冊子印刷物 A4判20ページ、フルカラー、中綴じ
 電子データ PDFファイル、AIファイル

- (イ) 内容 サポーターが食育活動において参加者に配布するものであり、参加

者の食育への理解を深め、実践を促す内容とし、理解しやすい表現とする。

- (ウ) 成果品 冊子印刷物 800部
電子データ (CD-R保存) 1部
- (エ) 納期 令和7年9月30日 (火)
- (オ) 納入場所 青森市長島1丁目1-1 青森県農林水産部食ブランド・流通推進課

(2) スキルアップ講座及び交流会開催の企画運営

サポーターを対象に、多様なニーズに合わせた食育活動が実践できるよう技術力を向上させるための講座、及び地域における食育活動を促進するためのサポーター間の関係構築を図る交流会を開催する。

なお、講座又は交流会において、県産食材を活用したメニューの調理実習、実演又は試食等により本県農林水産業への理解を深める機会を設けること。

ア スキルアップ講座

(ア) 講座は県内3地域で2回以上、交流会は県内3地域で1回以上開催することとし、効果的に組み合わせた構成とすること。なお、各地域同一の内容とし、各回参加者は10名程度を見込むものとする。

(イ) 食育に関する知識や技術の教授のほか、食育活動を行う上で、参加者の関心を引く手法や情報発信ツールの活用方法、農業漁業体験や実践演習など、サポーターの活動に有益なテーマを設定すること。

イ サポーター交流会

食育活動での課題解決に向けた意見交換等を行うこととし、話しやすい会場づくりに配慮すること。

(3) 各種手続等

サポーターへの旅費支払、講座等の講師依頼、講師等への謝金等支払、消耗品等支払、会場確保・設営・撤去、会場費支払については受注者が行うこと。

5 業務実施報告書の提出

本業務において作成・配布した各種資料及び「4 委託業務内容」の業務結果等を取りまとめた業務実施報告書(任意様式)を提出すること。

6 著作権

(1) 受注者は、本業務の成果品(以下「成果品」という。)が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。

(2) 成果品については、その著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し

成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

7 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、受注者は食ブランド・流通推進課と連絡調整の上、行うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、食ブランド・流通推進課と協議の上、決定すること。
- (4) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があるため、関係書類は令和13年3月末まで保管すること。